資料１

美しい宮崎づくり推進計画（素案）の概要

都市計画課

１　計画策定の趣旨

美しい宮崎づくり推進条例（平成２９年４月１日施行）に基づき、各種施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。

２　目指すべき姿

条例で定める基本理念に基づき、

①　今を生きる私たちのみならず、将来を担う子どもたちのためにも、
②　県民が地域に対する愛着と誇りを育むように、
③　訪れる人々へのもてなしの心を持って、
④　一人ひとりが今できることに、
⑤　みんなの力を合わせて取り組むことにより、

美しい宮崎づくりを進め、**「愛着と誇りを持てる『美しい宮崎』の継承」**を目指す。

３　計画期間

平成２９年度から平成３８年度までの１０年間

国民文化祭や国民体育大会等の本県開催が見込まれることなどを好機と捉え、身近な場所から居住するまち、そして県内全域に「美しい宮崎づくり」を広げる。

４　計画の特徴

条例に基づく４つの分野ごとに、県、市町村、県民及び事業者の役割分担と具体的な取組を示す。

また、今後１０年間で特に取り組むべき３つの重点施策を分野横断的に明示する。

５　今後の予定

８月下旬～　パブリックコメントの実施
１０月　　美しい宮崎づくり推進本部会議の開催
１１月　　推進計画の公表、活動団体の交流会の開催、表彰式の実施
　　（１１月は美しい宮崎づくり推進強化月間）